

霧島市温泉井検討委員会設置条例及び霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について

霧島市温泉井検討委員会設置条例及び霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市温泉井検討委員会設置条例及び霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市温泉井検討委員会設置条例の一部改正)

第1条 霧島市温泉井検討委員会設置条例(平成17年霧島市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画政策課」を「地域政策課」に改める。

(霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例(平成27年霧島市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第17条中「企画政策課」を「地域政策課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

平成29年4月1日の組織機構の再編に伴い、事務分掌の変更が生じたため、本条例の所要の改正をしようとするものである。